

三原市避難行動要支援者
避難支援プラン（全体計画）



令和5年4月改正

三 原 市

1 はじめに

近年、全国的に多発する自然災害において、犠牲者の多くが高齢者や障害者等であることから、災害時に自力で避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する支援体制の整備が防災対策上喫緊の課題となっている。

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されている。また、平成30年7月豪雨災害、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨災害など、毎年のように自然災害が発生し、避難行動要支援者が多く犠牲となっている。

平成25年6月に改正した災害対策基本法及び同年8月の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、本市では、避難行動要支援者対策を「三原市地域防災計画」に位置付け、「三原市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を制定し、取組を行ってきた。近年の状況を受け、国は令和3年5月に災害対策基本法を改正し、同月「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定した。この改正により個別避難計画が市町村の努力義務となるなど、より一層の避難行動要支援者対策が求められている。

本市においても、年々高齢化が進み、また地域の結びつきが薄れつつある現状があるものの、災害への備えとして、自助・共助の取り組みをすすめることが今後ますます重要と考えられる。本プランにより、地域における情報伝達や避難誘導などの支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを目指すものである。

2 本市の現状

平成20年に避難行動要支援者避難支援プランの前身である「三原市災害時要援護者避難支援プラン」が策定され、また平成21年にはモデル事業として8団体と協定を締結し、避難行動要支援者避難支援事業を実施してきた。

本プランについては、福祉や防災に携わるさまざまな団体から協力を得て、取組をすすめている。民生委員児童委員は日頃からの高齢者等の見守りに加え、各避難支援団体と連携して、避難行動要支援者の把握や避難支援体制の整備に努めており、社会福祉協議会は、平常時から三原市ボランティア・市民活動サポートセンターを設置し、災害時においてもボランティアのとりまとめなど、さまざまな被災者の支援を行っている。また、地域包括支援センター等の福祉専門職も、日頃から地域の高齢者に防災についての呼びかけを行っている。

自主防災組織については、平成14年度に市内で初の自主防災組織が設立されて以来、組織の結成が進み、令和5年3月31日現在で133組織が活動している。各組織には、概ね正副会長と各班（情報班、消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班）が置かれ、それぞれの班で防災活動や避難支援を行うこととなっており、平成30年7月の豪雨災害時においても、自主避難所の開設や避難支援等を行った組織があった。

今後も避難行動要支援者の避難支援を推進していくため、平常時からこれらの関係機関、団体と十分に連携し、災害時に迅速な対応を行うことができるよう体制を整備することとする。

3 目 的

このプランは、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適正かつ円滑に実施するため、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を定めることにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

4 対象地域

このプランは、市全域を対象地域とする。

5 全体計画・個別避難計画

このプランでは、まず避難行動要支援者避難支援事業の目的や対象とする避難行動要支援者の範囲、収集する避難行動要支援者情報、個人情報取扱い方針及び個別避難計画の作成など、避難行動要支援者に関する基本的な計画について「全体計画」として定めることとする。

全体計画に基づき、避難行動要支援者一人ひとりにつき「本人の状況、緊急連絡先、避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）、避難場所等」に関する具体的な計画である、「避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）」の作成をすすめることとする。

6 避難行動要支援者の定義及び範囲

避難行動要支援者とは、災害対策基本法において、要配慮者※のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者のことと規定されている。本市において具体的には、次のいずれかに該当する者（施設入所者を除く。）とする。

- 介護保険の要介護 3 以上の者
- 身体障害者（身体障害者手帳 1・2 級）
- 知的障害者（療育手帳Ⓐ・A）
- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1 級）
- 一人暮らし高齢者（75 歳以上の者）
- 高齢者のみの世帯の者（75 歳以上の者）
- 上記以外であって、市長が避難支援の必要があると認める者

特に、75 歳未満で虚弱、疾病等により自力での避難が困難な者、定義の等級に満たない障害者、高齢者と障害者のみの世帯等は状況に応じて避難行動要支援者登録を行うものとする。

また、要配慮者のうち、乳幼児は名簿更新時に 3 歳未満の者とする。

※要配慮者～災害対策基本法第 8 条第 2 項第 1 5 号の規定で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者と定義づけられている。

7 避難行動要支援者避難支援制度実施要綱

避難行動要支援者が、それぞれの地域において災害時の避難支援等を受けることができる制度を構築するため、三原市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱を制定する。

8 台帳及び名簿

このプランで定める台帳及び名簿については、以下のとおりとし、記載する事項を三原市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱で定める。

- (1) 避難行動要支援者台帳
市内の避難行動要支援者がすべて記載されたもの。
- (2) 避難行動要支援者名簿
(1)から、対象者を地域の避難支援等関係者（以下「支援等関係者」という。）が担当する部分のみに抽出したもの。
- (3) 同意者台帳
(1)から、対象者を支援等関係者に個人情報を開示することについて同意のあった者のみに抽出したもの。
- (4) 同意者名簿
(3)から、対象者を支援等関係者が担当する部分のみに抽出したもの。

9 市内部で一元管理する避難行動要支援者情報

避難行動要支援者の全体像を把握する必要があるため、次から対象者の情報を抽出し、市内部で一元管理する。

- (1) 住民基本台帳〔生活環境部市民課〕
- (2) 介護保険被保険者台帳〔保健福祉部高齢者福祉課〕
- (3) 身体障害者手帳所有者情報〔保健福祉部社会福祉課〕
- (4) 療育手帳所有者情報〔広島県〕
- (5) 精神障害者保健福祉手帳所有者情報〔広島県〕
- (6) 高齢者世帯状況調査〔保健福祉部高齢者福祉課〕

10 収集する避難行動要支援者情報

収集する避難行動要支援者情報は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) 身体等の状況（介護認定の有無，障害者手帳の有無）

11 個人情報取扱い方針

- (1) 避難行動要支援者情報の収集及び共有の方法
避難行動要支援者情報の収集及び共有の方法は、関係機関共有方式とする。

ただし、平常時において、支援等関係者と情報を共有することについては、避難行動要支援者の同意方式とする。

(2) 個人情報の保護に関する法律の遵守

平常時において、避難行動要支援者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項、第49条の11第1項及び第2項、第49条の14第4項及び第5項、第49条の15第1項及び第2項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律第20条第2項第1項及び第27条第1項第1号の規定を適用する。

緊急時（災害時）に、避難行動要支援者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、災害対策基本法第49条の11第3項、第49条の15第3項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律第20条第2項第2項及び第27条第1項第2号の規定を適用する。

(3) 守秘義務の確保

(ア) 地域の避難支援等関係者への避難行動要支援者情報の提供

三原市地域防災計画に定める支援等関係者へ、避難行動要支援者情報を提供する場合は、個人情報の取扱いに関する協定を締結し、守秘義務を確保することとする。

なお、支援等関係者は、次のとおりとする。

- ① 町内会・自治会など一定地域の住民によって組織される自治組織
- ② 三原市自主防災組織連絡協議会
- ③ 三原市社会福祉協議会
- ④ 地域包括支援センター
- ⑤ 三原市民生委員児童委員（連合協議会）
- ⑥ 三原市消防団
- ⑦ 三原警察署
- ⑧ その他避難支援等の実施に携わる関係団体として市長が認めるもの

(イ) 名簿の取扱い

支援等関係者における情報の保有者及び情報の利用方法は、以下のとおりとする。

① 避難行動要支援者名簿

所持者	保管場所	活用方法（閲覧）	対象者
三原市	三原市役所	緊急時（災害時）に、協定を締結した支援等関係者の長に提供、避難状況の確認に活用（支援等関係者の構成員の閲覧可）	避難行動要支援者

- ・ 避難行動要支援者名簿は、市役所が保管する避難行動要支援者台帳を基に、毎年度更新する。

② 同意者名簿

所持者	保管場所	活用方法（閲覧）	対象者（登録する人）
協定を締結した支援等関係者の長	市と所持者が協議して決定する。	避難行動要支援者を特定し、地域ぐるみの避難支援体制を整備するための活動 ・ 個別避難計画の作成（必要な範囲で支援等関係者の構成員、担当民生委員の閲覧可）	避難行動要支援者のうち、登録調査票の提出により、同意者名簿への登録意思を確認できた人

- ・ 同意者名簿は、市役所が保管する同意者台帳を基に、毎年度更新する。

なお、個別避難計画については市と支援等関係者、福祉専門職等が連携して作成に努め、その所持者及び保管場所は同意者名簿と同様の取扱いとする。

(ウ) 緊急時の定義

本市では、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況の地区に対して「避難指示」を発令する。そこで本市においては、「避難指示」を発令した時点をもって、対象地区において、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当するものとする。

1.2 避難行動要支援者台帳及び同意者台帳の作成・共有・管理の流れ

(1) 対象者の把握

市内部で一元管理する避難行動要支援者情報を基に、対象者を全市で一括してリストアップし、避難行動要支援者台帳を作成する。

(2) 平常時の場合

① 避難行動要支援者避難支援制度の広報・周知

テレビ、広報誌、ホームページ等により、制度の周知を図る。

② 同意者台帳の作成・共有・管理

避難行動要支援者に避難行動要支援者登録調査票を送付し、同意確認作業を行う。災害時の避難支援を希望し、平常時から支援等関係者に個人情報を開示することについて同意のあった者を、同意者台帳に登録する。同意者台帳を基に同意者名簿を作成し、協定を締結した支援等関係者に提供する。

支援等関係者は、名簿を破損または紛失することのないよう、適切に管理するとともに名簿の更新などの際に、市から返還を求められた場合は、速やかに返還するものとする。

(3) 緊急時（災害時）の場合（避難指示発令時）

1.1(2)により、避難行動要支援者名簿を、個人情報の取扱いに関する協定を締結した支援等関係者に提供することができる。

支援等関係者は、災害が収束した段階において、速やかに名簿を返却する。

1.3 避難行動要支援者台帳及び同意者台帳の追加・更新等

原則として、年1回は避難行動要支援者台帳及び同意者台帳の追加・更新等を行うとともに、適宜、関係者の届出により最新の情報に更新する。

1.4 個別避難計画の作成について

記載する事項を三原市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱で定める。また、地域の状況に応じて、同様の事項が記載されたものを個別避難計画に代えることができる。

作成については、市と支援等関係者、福祉専門職等が連携して作成に努めることとするが、避難行動要支援者本人や地域の状況に応じて、本人記入の個別避難計画や市及び福祉専門職の支援による個別避難計画を作成することも差し支えない。

作成の対象者は、避難行動要支援者のうち個別避難計画の作成に同意した者と

するが、そのうち特に危険区域内に居住する者、避難に特に支援が必要な者から優先的に作成するよう努めるものとする。

15 その他

- (1) 大雨、洪水、高潮、土砂崩れ等の風水害の発生が予測される際などに、支援等関係者が中心となり、可能な限り避難行動要支援者の避難支援（避難情報の伝達、避難誘導など）を行う。
- (2) 支援等関係者は、高齢者等避難の段階で避難支援を行うよう努める。
- (3) 市及び支援等関係者は、地震の際には、避難行動要支援者名簿や同意者名簿により、安否確認を行う。
- (4) 支援等関係者との連携
 - (ア) 避難行動要支援者情報の管理及び有効活用の方法について、市と支援等関係者からなる連絡会議を設置する。
 - (イ) 会議は、年1回開催する他、必要に応じて随時開催する。
 - (ウ) 会議では、情報管理、情報の活用方策、緊急時の連携体制などについて協議する。

三原市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の
推進に併せて取り組むこと

- ① 災害時の備えとして、平常時から小地域福祉活動に取り組む。
- ② 地域独自の避難支援を尊重し、地域の選択により取り組む。
- ③ 事業所関係者の協力による避難支援の仕組みを構築する。
- ④ 防災意識の啓発をおこなう。

全体計画のイメージ

①次の情報の中から必要とするものを抜き出し、避難行動要支援者台帳を作成する

- (1) 住民基本台帳〔生活環境部市民課〕
- (2) 介護保険被保険者台帳〔保健福祉部高齢者福祉課〕
- (3) 身体障害者手帳所有者情報〔保健福祉部社会福祉課〕
- (4) 療育手帳所有者情報〔広島県〕
- (5) 精神障害者保健福祉手帳所有者情報〔広島県〕
- (6) 高齢者世帯状況調査〔保健福祉部高齢者福祉課〕

市
で
管
理

- ↓
- (1) 氏名, (2) 性別, (3) 生年月日, (4) 住所, (5) 電話番号
 - (6) 身体等の状況 (介護認定の有無, 障害手帳の有無)

②制度の広報・周知

(テレビ・広報誌・ホームページ等)

③避難行動要支援者登録調査票の送付

【対象者】

- 身体障害者 (身体障害者手帳1・2級)
- 知的障害者 (療育手帳A・A)
- 精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳1級)
- 介護保険の要介護3以上の者
- 一人暮らし高齢者 (75歳以上の者)
- 高齢者のみの世帯の者 (75歳以上の者)

同意のあった者

↓

④同意者台帳に登録

⑤協定を締結した支援等関係者に
同意者名簿 (同意者台帳を基に作成) を提供

平常時

⑥支援等関係者は避難支援体制の
整備, 個別避難計画の作成などに活用

⑦協定を締結した支援等関係者に避難行動要支援者名簿

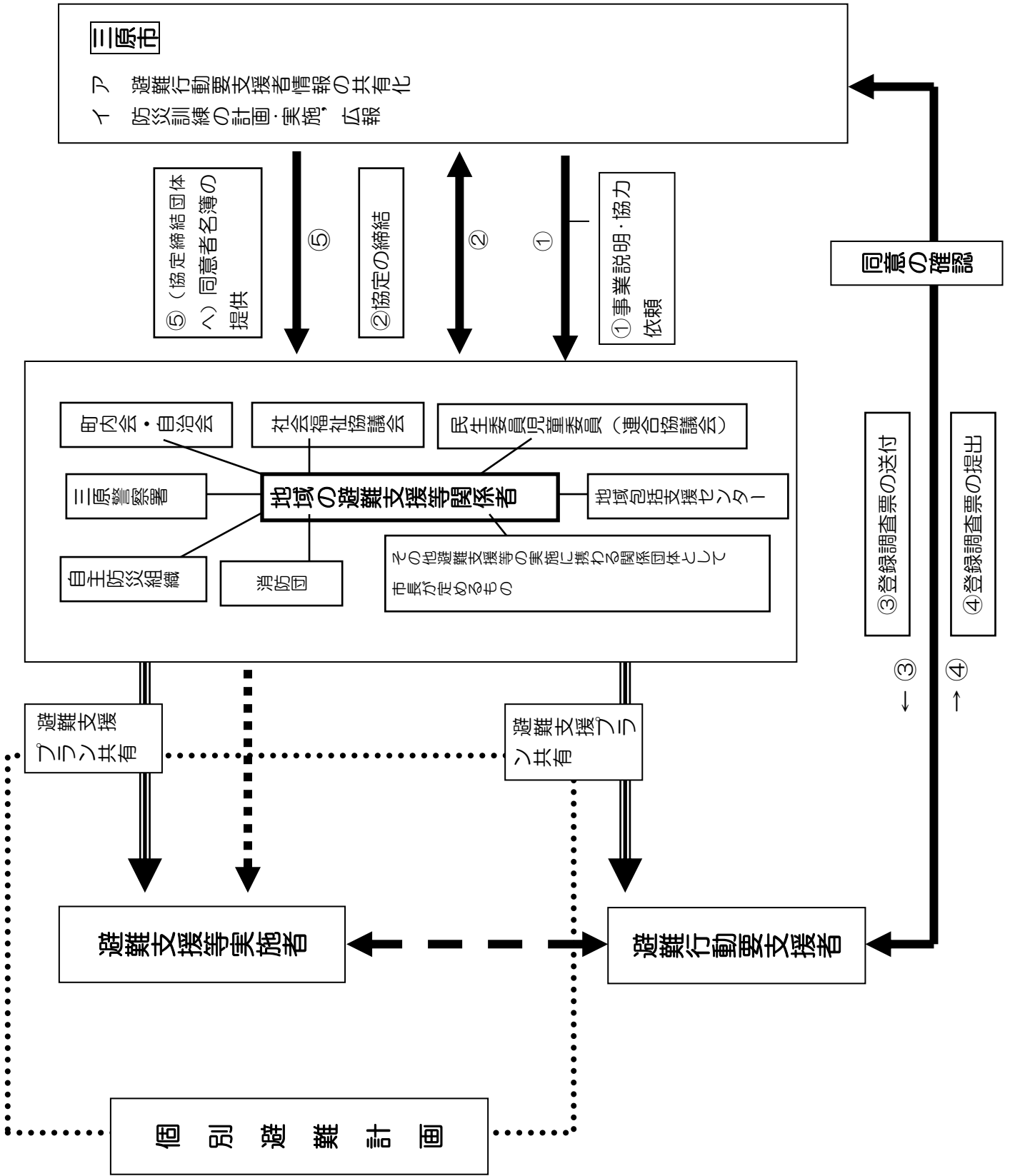
(避難行動要支援者台帳を基に作成) を提供

↓

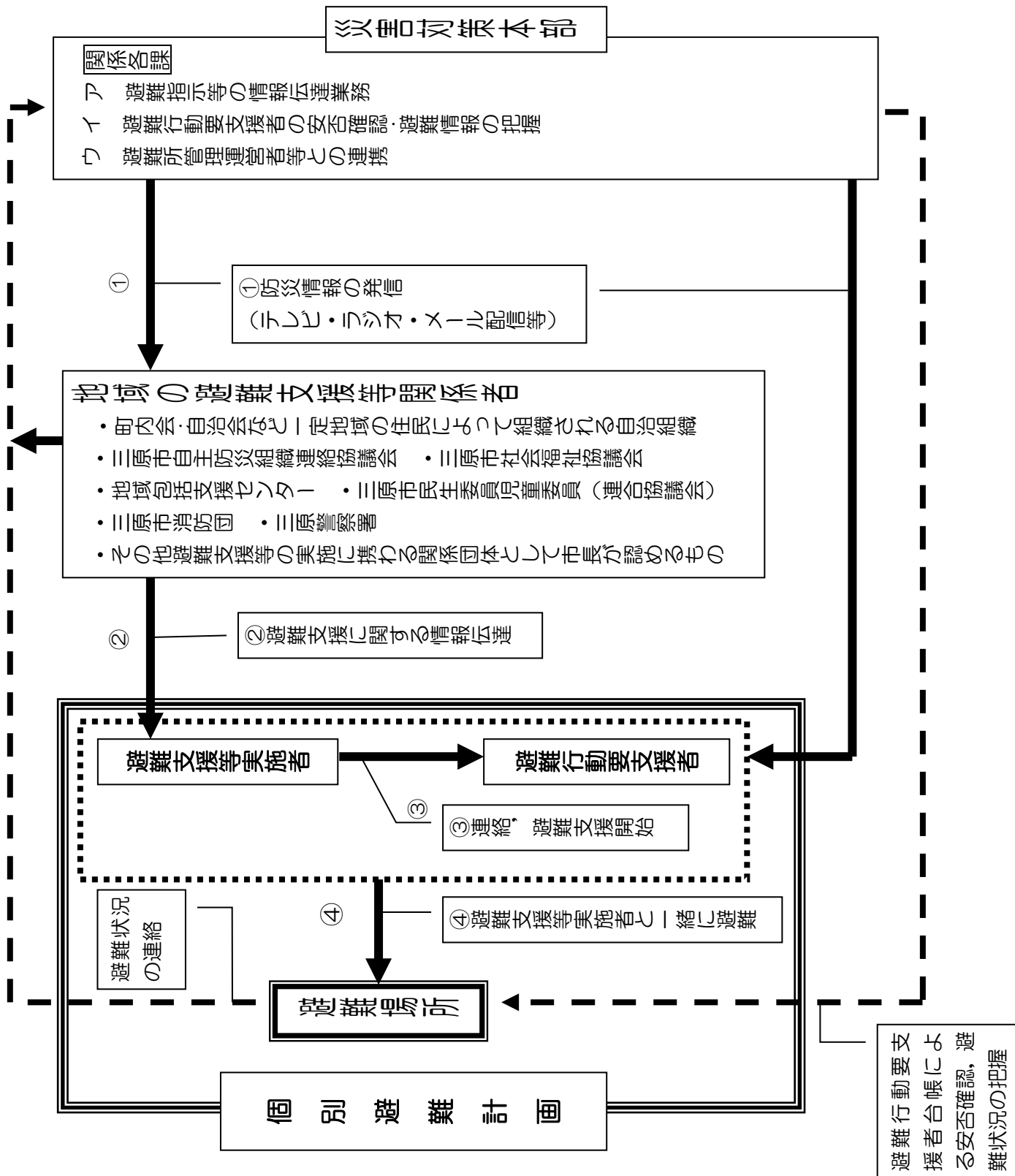
避難支援・安否確認

災害時・緊急時

平常時【避難行動要支援者情報の登録・共有・管理の流れ】



災害時【避難支援の流れ】



策定の経緯

日 程	内 容
平成 20 年 6 月 2 日	岡山県倉敷市（先進地）への視察
平成 20 年 6 月 18 日	三原市災害時要援護者避難支援検討委員会設置 （会長：保健福祉部長 副会長：生活環境部長）
平成 20 年 6 月 27 日	第 1 回 三原市災害時要援護者避難支援検討委員会会議開催
平成 20 年 7 月 4 日	第 2 回 三原市災害時要援護者避難支援検討委員会会議開催
平成 20 年 7 月 14 日	第 3 回 三原市災害時要援護者避難支援検討委員会会議開催
平成 20 年 7 月 22 日	第 4 回 三原市災害時要援護者避難支援検討委員会会議開催
平成 20 年 7 月 23 日	三原市民生委員児童委員連合協議会会長会において説明
平成 20 年 7 月 28 日	第 5 回 三原市災害時要援護者避難支援検討委員会会議開催 三原市災害時要援護者避難支援検討委員会報告書の作成
平成 20 年 7 月 31 日	三原市個人情報保護制度審議会へ諮問 三原市個人情報保護制度審議会から答申
平成 20 年 8 月 1 日 ～12 日	民生委員児童委員へ制度の説明（各民生区定例会）
平成 20 年 8 月 29 日	三原市災害時要援護者避難支援プラン策定委員会の設置 第 1 回三原市災害時要援護者避難支援プラン策定委員会 1 委員長・副委員長の選出について 2 三原市災害時要援護者避難支援プラン策定の手順について 3 三原市災害時要援護者避難支援プランの骨子について 4 三原市災害時要援護者避難支援検討委員会の報告について
平成 20 年 9 月 19 日	第 2 回三原市災害時要援護者避難支援プラン策定委員会 1 三原市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の素案について
平成 20 年 9 月 22 日	議員全員協議会において三原市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の素案の報告
平成 20 年 10 月 2 日	庁議決定
平成 20 年 11 月 14 日	第 3 回三原市災害時要援護者避難支援プラン策定委員会 1 三原市災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)について
平成 21 年 1 月 8 日	第 4 回三原市災害時要援護者避難支援プラン策定委員会 1 三原市災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)について

日 程	内 容
平成 24 年 7 月 3 日	三原市災害時要援護者避難支援プランあり方検討委員会の設置 第 1 回三原市災害時要援護者避難支援プランあり方検討委員会 1 委員長・副委員長の選出について 2 三原市災害時要援護者避難支援プラン全体計画について 3 取り組みの現状について 4 検討委員会での検討事項（案）について 5 今後の開催スケジュールについて
平成 24 年 8 月 20 日	第 1 回ワーキング会議の開催 1 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し（骨子案）の検討
平成 24 年 9 月 4 日	福祉のまちづくり推進協議会との意見交換 1 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し（骨子案）について ほか
平成 24 年 9 月 12 日	三原市民生委員児童委員連合協議会（役員会） 1 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し（骨子案）について ほか
平成 24 年 9 月 14 日	介護支援専門員連絡協議会との意見交換 1 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し（骨子案）について ほか
平成 24 年 9 月 19 日	三原市民生委員児童委員連合協議会（総務企画委員会） 1 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し（骨子案）について ほか
平成 24 年 9 月 25 日	第 2 回ワーキング会議の開催 1 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し（骨子案）の検討
平成 24 年 10 月 1 日	三原市民生委員児童委員連合協議会（理事会） 1 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し（骨子案）について報告
平成 24 年 10 月 23 日	第 2 回三原市災害時要援護者避難支援プランあり方検討委員会 1 ワーキング会議開催状況の報告 2 全体計画見直しの方向性について 3 取り組み例の紹介 4 三原市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直しについて
平成 24 年 11 月 7 日	議員全員協議会において災害時要援護者避難支援プランの見直しについて見直しの方向性を報告
平成 24 年 11 月 14 日	地域包括支援センター保健師・ケアマネ部会研修会 災害時要援護者避難支援プランの見直しについて見直しの方向性を報告
平成 25 年 1 月 22 日	第 3 回ワーキング会議の開催 1 課題事項の協議と災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し（素案）の方向性について報告

平成 25 年 1 月 23 日	三原市民生委員児童委員連合協議会全員研修会 1 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し（素案）の方向性について報告
平成 25 年 2 月 14 日	第 3 回三原市災害時要援護者避難支援プランあり方検討委員会 1 三原市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直しについて
平成 25 年 4 月 1 日	三原市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し（庁議決定）
平成 26 年 6 月 30 日	三原市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の見直し
平成 31 年 2 月 5 日	三原市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の見直し
令和 2 年 6 月 25 日	三原市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の見直し
令和 3 年 6 月 15 日	三原市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の見直し
令和 5 年 4 月 1 日	三原市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の見直し